

視点

特許は技術の実用化を妨げるか？

弁理士
長谷川 芳樹

特許制度は法律により作られた社会の仕組みであり、それ自体でモノ作りがされることはない。逆に、特許があるとモノ作りが規制される場合がある。

そういうところから、企業の開発・設計現場の技術者の“本音の声”として、しばしば「特許は技術の実用化を妨げる」という感想や意見を聞かされる。このような声に率直に答えることは、知的財産の仕事に従事する者に課された社会的役割である。

弊害体験

メーカーに勤務する旧知の友人と話したとき、特許の“弊害体験”を聞かされた。

「新製品の開発に取り組もうとしたら、特許があったので製品化を断念した。特許は技術の実用化を妨げ、技術の進歩を阻害する」

なるほど、特許は発明の独占実施権を本質とするから、そのような“弊害”が生じる場面もあるだろう。

更に詳しく話を聞くと、友人氏の会社では市場規模が拡大してきた電子機器について、競合会社の製品の一部を改良しつつ、競合品よりも安価とした製品の開発を企画した。競合の先発メーカーは何年も前に製品を開発し、その後も

改良を重ねてきたが、最近では急速に市場規模は拡大しているという。そして、この先発メーカーは基本特許を初めとして多数の特許を取得しているという。

要するに、先発メーカーが作り上げた市場に安価な改良品で参入しようとしたら、特許でガードされていたので断念した。このような後発メーカーの新規参入を排除する特許制度は、技術の実用化を妨げ、技術の進歩を遅らせる、というのが友人氏の弁である。

受け入れられなかった説明

特許の本質は、特許された発明を独占する権利であるから、特許の権利範囲に含まれる後発品の実施は阻止される。仮に後発品が技術的に優れていたとしても、特許権に抵触する以上は勝手に実施できない。

この点のみを見ると、特許は技術の実用化を妨げるものに成り下がるのであるが、後発品の技術が本当に優れたものであれば、それは利用発明として特許化すれば良い。そうすれば、裁定による通常実施権も求め得る。また、先発メーカーが使いたくなるくらいに優れた改良なら、先発メーカーとクロスライセンスに持ち込んで実施することもできる。

このような趣旨で友人氏には「特

許は技術の実用化を妨げたりしない」と説明したが、納得できない様子だった。そして、新しい技術は「社会の共有財産として、誰でも使えるようにすれば良いだろう」という。

苦勞した者は報われるべき

そこで、今度は言い方を変えて、逆に友人氏に質問した。

「君が先発メーカーの発明者だったと仮定しよう。自分たちが知恵を出して開発して、苦勞して新製品を出して、やっとのことで市場を作って、これからガッポリ稼ぐぞ、と意気込んでいたら安価な模倣品が出回ってきた。このとき、君は許せるかい？」

友人氏が、この説明に納得したのは言うまでもない。先行の発明者に特許という独占権を与え、開発に要した労力や費用に報いる、というのは公平の観点から誰にも納得できることらしい。

独占の利益によるインセンティブ

特許権者は発明を独占的に実施できるから、実施による利益が出たときはこれを独占できる。自ら実施するときは自らの事業による利益として、他人にライセンスしたときは実施料として、特許によ

る利益を独占できる。

実施されない「外れ特許」のときは何ら利益をもたらさないが、実施された「当たり特許」のときは相応の利益がもたらされる。この「当たり」が大きな当たりであるときは、特許による独占の利益も膨大になる。

この独占の利益は、発明行動に対する強力なインセンティブとなり、発明者をして困難な開発研究に立ち向かわせる。また、発明者を擁する企業に対しては開発投資の意欲を高める。結果として、次々と新技術が累積的に開発されることになり、社会全体として技術の進歩が達成される。

つまり、独占利益に起因する発明意欲の増進が技術の飛躍的進歩をもたらし、ひいては物質文明を豊かにして人類の幸福を築いている。「特許は技術の実用化を妨げる」というのは、木を見て森を見ない議論であり、この説明をすることで、友人氏は全面的に納得したようだった。

改めて思う、リンカーンの言葉

月並みではあるが、エイブラハム・リンカーン（南北戦争当時の米国大統領）の次の言葉は、このことを鋭く言い当てている。

「特許制度は、新しい発見や新しいモノ作りの発明や工夫の天才に対して、利益という燃料を追加した」

特許権による独占の利益が発明者や開発者の発明意欲を鼓舞し、これが新たな技術開発を次々ともたらしていくという意味において、特許は決して技術の実用化を妨げるものではなく、技術の進歩を促進させる役割を果たしている、ということ、知的財産の仕事に従事する者として説いていきたい。

以上



TERMINOLOGY

【特許明細書・用語考】第5回

名古屋 裕一郎

今回は、静止状態を表す特許用語についてです。

特許用語は、一般的に、漢字2文字からできているサ変動詞ですが、そのうち、静止状態だけを表すものは皆無といってよいと思います。「静止」という言葉でさえ、「静止する」とだけ書いた場合には、止まるまでの途中状態をいうのか、止まった状態をいうのか、曖昧です。したがって、今回は、厳密には、「静止状態も表すことのできる特許用語」を扱うことになります。

ところで、「静止」を、ちゃんと止まった状態だと読み手に認識させるには、どうしたらよいでしょうか。特許明細書では、技術文書ですからそれほど複雑な表現が用いられることはなく、「静止した」と完了形を用いる方法は勿論のこと、「静止している」のように「ている」という補助動詞を付ける簡単な方法が多用されます。

ここで、「『走っている』は静止状態ではないぞ。動作が継続している状態だぞ」と指摘される方もおられると思います。その通りです。これは、いわゆる現在進行形です。「ている」を付けただけでは、静止状態を表現できるとは限らないようです。

このことは、一説によると、もともと動詞は「瞬間動詞」や「継続動詞」などに分類されるから当然、ということなんだそうです。つまり、「瞬間動詞」は、瞬間に終わってしまう動作・現象を表す動詞のことをいうため、「ている」が付くと、動作や作業が終わってその結果が残存している状態を表すことになります。

一方、「継続動詞」は、ある時間内に続いて行われる種類の動作・作用・現象を表すため、「ている」が付くと、動作の進行を表すことになるということです。

実際には「瞬間動詞」と「継続動詞」とを明確に判別することは難しいのですが、少なくとも「駈ける」、「止める」、「啗ける」、「合わす」という動詞については「瞬間動詞」といっても差し支えないと思います。

そこで、これらの字が付く特許用語も瞬間動詞、すなわち静止状態も表すことのできるものとして、思うところを書いていきます。

前置きが長くなってしまいました。まずは「設」系の特許用語から。

【 設 】

例えば、架設、配設、並設、張設、突設、埋設などが代表的なものと思われれます。

これらは、「～して設ける」という意味と、「～という状態で設ける」という意味とに分けることができます。しかし、両方の意味に大差はないため、解釈において疑義が生じることは少なく、また造語をすることも容易です。その結果、「設」系の用語は数が多くなっています。

ちなみに、「架設」は「架け渡して設ける」、「配設」は「所定の配置で設ける」、「並設」は「並べて設ける」、「張設」は「張った状態で設ける」、「突設」は「突出させた状態で設ける」、「埋設」は「埋め込んで設ける」という意味です。

大抵が字面通りの意味ですが、私

はかつて「穴が貫設されている」という表現を用いた際、審査官から「貫設は物を貫通させた状態で設けるという意味であるから、貫通形成などに補正した方がよい」という指導を受けたことがあります。特許用語は一般の辞書には載っていませんので、やはり、見た目で判断せず、最新の注意が必要なようです。

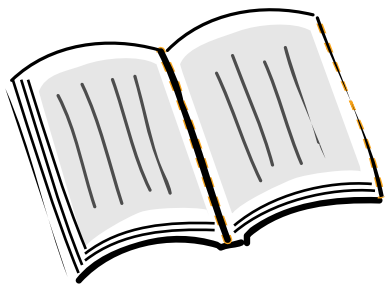
なお、「設ける」は、広辞苑によると、前もって準備すること、備えてこしらえること（大辞林では、作り備えること）となっています。特許用語は の意味で用いられています。何故、こんなことを書いたかといえますと、 の意味を知らない人が意外に多いためです。私の印象ですと、化学系や物理系出身の新卒者にその傾向が強いようで、学生時代に用いた教科書や技術書に「設ける」という言葉があまり記載されていないかと思っています。一文字を知らないだけなのですが、明細書作成の際、かなりのハンディになります。もっとも、創英に入った人たちは、短期間に多量の明細書を読まされますので、このようなハンディも早期に解消されますが。

「止」、「啗」、「合」系の用語などについては次号で。

以上

（ ご注意 ）

「特許明細書・用語考」の内容は創英国際特許法律事務所の統一した見解ではなく、名古屋の私見によるものである点、ご了承ください。



特許制度活用便利帳

第5回

「審査請求時の検討事項②」

弁理士 石田 悟

<Q> 特許出願の権利化作業を早く進めたいのですが。

<A> 所定の条件を満たす特許出願については、早期審査を請求することが可能です。

審 査請求があった特許出願は、原則として審査請求日が早いものから審査が行われます。これに対して、出願人のニーズに応じて特許審査を進めるといった観点から、以前より特許庁において早期審査・早期審理の運用が行われています。

この早期審査制度については、平成14年の運用見直しに続いて、さらに本年7月に利便性向上を目的とした運用の見直し及び明確化が行われました。出願人と特許庁との連携という観点からも、出願人側でも、本制度の利用を積極的に検討していくことが必要でしょう。

早 期審査の請求手続は、「早期審査に関する事情説明書」を提出することによって行います。この手続は、審査請求手続と同時でも行うことができます。

事情説明書が提出されると、その出願を早期審査の対象とするか否かの選定が行われ、対象となった案件については通常の案件に優先して審査が行われます。分野等によって異なりますが、だいたい早期審査を請求してから2ヶ月程度で最初の通知が発送されるようです。一方、対象とされなかった場合には、その旨が

出願人に葉書で通知されます。

事情説明書には、早期審査請求の事情、先行技術の開示及び対比説明を記載します。これらの記載要件は、運用見直しによって大幅に緩和されています。詳細については、特許庁の「早期審査・審理ガイドライン」、及び「早期審査・早期審理についてのQ & A」を参照して下さい。

早 期審査の対象としては、出願審査の請求がなされており、かつ、出願人等がその発明を実施している特許出願であるもの（**実施関連出願**）、出願人がその発明について、日本国特許庁以外の特許庁又は政府間機関へも出願している特許出願、又は、国際出願している特許出願であるもの（**外国関連出願**）、

その発明の出願人の全部又は一部が、大学・短期大学、公的研究機関、又は承認若しくは認定を受けた技術移転機関であるもの、その発明の出願人の全部又は一部が、中小企業又は個人であるもの、のいずれか1つの条件を満たす出願が対象とされています。

これらの条件のうち、**は**、前回の運用見直しで加えられたものです。また、実施関連出願、及び外国関連出願については、本年の運用見直しで範囲の明確化、拡大がなされています。

まず、**実施関連出願**（条件）については、従来より、事情説明書の提出日から2年以内に実施する場合も対象とされています。また、本年の運用見直しにより、薬事法におけ

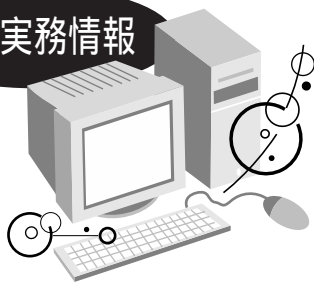
る承認等を受ける場合、それに必要な手続を行っているものを対象とすることが明確化されました。

また、**外国関連出願**（条件）については、従来、外国特許庁に出願を行ったもの、具体的には外国特許庁より出願番号等を受けたものを対象としていたため、国際段階のPCT出願では、対応する国内出願は早期審査の対象にはならないこととなっていました。これに対して、本年の運用見直しでは、国際段階のPCT出願であっても、対応する国内出願を対象とするように外国関連出願の範囲が拡大されました。ただし、PCT出願が自己指定ありの場合、その基礎出願はみなし取下げとなる案件であるため、早期審査の対象とはなりません。なお、この外国関連出願には、原出願が外国関連出願である分割出願も含まれます。

また、本年の運用見直しでは、中小企業の範囲の拡大、先行技術に関する記載要件の明確化等についても見直しがなされています。

そんなわけで、早期の権利取得のニーズに対応すべくますます利用しやすくなった早期審査制度。「権利化作業を早く進めたい！」と思ったら、まずはお気軽にご相談下さい。

以上



不使用取消審判における 商標の同一性について

弁理士 浜田 廣士

1. はじめに

改めて述べるまでもありませんが、商標が財産的価値を有しうるのは、商標が実際に商品（役務）に反覆継続的に使用され、その結果その使用商標に信用が化体することを理由とします。

しかしながら、商標法は登録主義を採用し、使用の事実の有無を問うことなく、近い将来使用する蓋然性が有りさえすれば（第3条1項柱書）商標登録を認めることとしています。

そのために、必然的に空権化した登録商標が存在することとなります。

そこで、商標法はかかる不都合を解消するために不使用取消審判制度を設けております（50条）。

特許庁の統計資料によれば、取消審判の請求件数は、2001年が1475件、2002年が1500件、2003年が1745件とのことですが、経験上、取消審判で最も利用されるのは不使用取消審判であることから、これら取消審判請求件数の大部分は、不使用取消審判であると考えられます。

ところで、商標の実務において、出願時に願書に特定された商標と実際に使用されている商標とが外観的に相違することは良く有ることです。

これは、先願主義との関係で出願を急ぐ必要が有る反面実際に商品（役務）に商標を使用する際には、例えば、パッケージへの商標の表示態様ひとつ取っても様々な観点からの要請に応じる必要があるからであると思われまふ。

そのために、不使用取消審判事件において「登録商標と使用商標との同一性の有無」が争点となることが良く有ります。

ここで、審決例・判決例で問題となってきた同一性の有無の問題を類型化すると（イ）採択した商標につき、欧文字と片仮名文字等の二種類の文字を二段併記して権利化したにもかかわらず、実際にはいずれか一方の文字しか使用していない場合（ロ）文字商標を開発した段階で権利化したにもかかわらず、実際にはその文字をロゴ化した商標を使用していた場合（ハ）権利化した商標に使用商品（役務）の品質等を表示する言葉を結合させて使用している場合になると思われます。

商標法は、この同一性の有無につき「社会通念上同一と認められる商標であれば足りるとした上で使用商標が登録商標の書体のみに変更を加えた同一の文字からなる商標、平仮名、片仮名及びローマ字の文字の表示を相互に変更するものであっても同一の称呼観念を生ずる商標（「ちゃんぴおん」と「チャンピオン」）、外観において同視される図形からなる商標はいずれもこの社会通念上同一の商標と認めるとしています（第50条1項）。

しかしながら、かかる規定だけでは、例えば（イ）の事例の場合についても社会通念上の同一性が認められるかどうか不明です。

特に欧文字と片仮名文字との二段併記から成る登録商標の場合に、その欧文字部分が造語であって、その片仮名文字部分が欧文字部分から生じうる複数の称呼の一つを特定しているに過ぎない場合には、同一性の判断が容易では有りません。

以下、この同一性について判断している審決例・裁判例の一端を御紹介いたします。

2. 商標の同一性の審決例・裁判例について

【登録商標「めでたや」VS使用商標「MEDETAYA」（平成15行ケ）99】

審判段階では、「めでたや」と「MEDETAYA」とでは称呼は同一だが観念が同一とは言えないとされましたが、裁判所では、「MEDETAYA」からも「めでたや」と同様に「めでたい」の観念を生じるとして称呼及び観念の同一性が認められました。

【登録商標「DON/ドン」VS使用商標「DON」（平成14行ケ）581】

裁判所は「DON」を「ディーオーエヌ」と称呼する需要者等がいることを認めながらも、かかる称呼は3文字から成る「DON」が複合語の略語として捉えられる場合に限り、一方、「DON」が「ボス、首領」と言った意味を表す言葉として知られておりかつ「ドン」と称呼されるとして同一性を認めました。

【登録商標「NETMARKS」VS「図形+NET/MARKS」（平成15行ケ）123】

「NETMARKS」と一連表示から成ると登録商標を「NET」と「MARKS」と二段併記で表示して使用した場合にも同一性を認めました。

【登録商標「PASS/パス」VS使用商標「ロゴ化されたPAS」（取消2002-30526）】

当該審決では、ロゴ化された文字から欧文字「PAS」が認識できるとした上で「PAS」と「PASS」のいずれも「無料乗車券」を想起せ

各国商標法 改正情報

【CTM(欧州共同体商標)】

(本稿担当:弁理士・佐久間洋子)

しめる「パス」の称呼が同一であることから、厳密に外観上、語義上の差異のみとらえて直ちに外観及び觀念上から同一性がないとは言えないとされています。

但し、この事例では、権利者のホームページにおいて「PAS」を「パス」と称呼していることや各紙の報道記事において「『PAS』(パス)」と表記されていた事実も認められていました。

【登録商標「MAGIC/マジック」VS使用商標「ALOE/マジック(クリームに使用)」(東京高裁H13.6.27)】

この判決例は、権利者が登録商標にその使用商品の品質等を表示する言葉を結合して使用した事例に関するものです。

かかる事例につきましては従来から商標の同一性は有るものとされていましたが、裁判所は、本件につきましては、商標の同一性を否定いたしました。

3. おわりに

特許等の工業所有権は権利化が重要です。

この点は商標の場合も例外ではありません。

しかしながら、上述したように、商標の場合、実際に使用しないことには、保護価値が生じません。

従いまして、登録商標の管理に際しては、その登録商標が使用されているか否かの確認を当然する必要が有りますが、実際に使用されている場合であっても、不使用取消審判との関係から、その登録商標がどのような態様で使用されているかについても気を配る必要が有ると思います。

以上

(1) 欧州連合の拡大

2004年5月1日にEU(欧州連合)が拡大した事に伴い、CTM(Community Trade Mark; 共同体商標)の効力が及ぶ地理的範囲も拡大しました。

5月1日からEUに加わった新加盟国は以下の10ヶ国です。

チェコ、エストニア、キプロス、ラトビア、リトアニア、ハンガリー、マルタ、ポーランド、スロベニア、スロバキア

一方、従来からの加盟国は以下の15ヶ国です。

オーストリア、デンマーク、ドイツ、ギリシャ、フィンランド、フランス、アイルランド、イタリア、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、英国、ベネルクス(ベルギー、オランダ、ルクセンブルグ)

10ヶ国が新たに加わったことで、一つのCTM出願により実に25ヶ国に効力の及ぶ商標権の取得が可能となったのです。また、5月1日以前に出願/登録されていたCTMに関しては自動的にその効力範囲が拡大されています。既にCTM登録をお持ちの方は、その権利が原則として新加盟国10ヶ国にも及ぶことをこの機会にご確認ください。

もっとも、新加盟国に既にCTM登録と同一又は類似の国内登録が存在していた場合、先行する商標権者は、自国におけるCTMの使用を禁止することができることになっています。従って、新たな加盟国のいずれかでご使用を開始される際は、事前に商標調査によって使用可能性を確認されることをお勧めいたします。

(2) マドプロ出願において、EUの指定が可能に

2004年10月1日から、マドリッド協定議定書を利用した国際登録出願(いわゆるマドプロ出願)において、EU諸国を一つの括りとして指定することができるようになりました。すなわち、マドプロ経由でCTM出願が可能となったのです。

マドプロ出願でEUを指定した場合、欧州共同体商標意匠庁(OHIM)にその旨が通報され、通常のCTM出願と同様の過程を経て登録へと到ります。

(3) まとめ

このように、EU諸国への出願ルートとしては、通常の各国別出願、CTM出願、マドプロ経由での各国別出願又はCTM出願という方法がとり得ることになりました。

最適なルートを選択するため、出願の際には、商標の使用を予定する国、各ルートで出願した場合の費用の比較、基礎出願登録の有無等を検討すべきでしょう。

以上



知らなきゃ恥かく

判例の常識(21)

ステッチの周知性・著名性

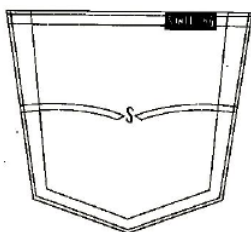
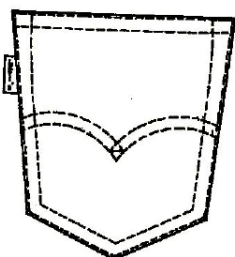
【東京高裁 平成16(行ケ)85号
審決取消請求事件】

リーバイスが、エドウィンに対して請求した無効審判の容認審決を受けて、エドウィン(原告)が審決取消訴訟を提起したが、その請求が棄却された。

東京高裁は、取消事由とされた商標法4条1項15号の適用範囲に関する解釈の誤りにについて、「商標法4条1項15号にいう『混同を生ずるおそれ』の有無」の判断基準等について最高裁平成12年7月11日第3小法廷判決・民集5巻6号1848頁を引用した上で、「個々の事情ごとに峻別して悉無律的にその存否を判断するのではなく、個々の事情ごとにその程度を検討した上、最終的にこれらを総合して『混同のおそれ』の有無を決すべきもの」と判示した。

さらに、周知著名性については、「『混同を生ずるおそれ』の有無を判断する上で、周知性と著名性とを峻別して検討する必要性は通常考えられないから、特段の事情がない限り、周知著名性を一体としてその程度を検討すれば足りるものというべきである」とし、「審決が、本件商標と引用商標1とを非類似とし、引用商標1の形状と酷似した被告バックポケットの形状が著名であるとはいえないとしながら、周知著名性の程度やその他の諸事情を検討し、結論として、同条項への該当性を認めたとしても、そのことをもって直ちに違法というべきものではない。また、同条項の該当の要件として、周知では足りず、著名であることを要すると解することもできない」ことを明示した。

【本件商標】

【引用商標1
(登録第1592525号商標)】

(詳細についての問い合わせ：弁理士・光野文子)

電着画像の形成方法に関する特許発明の一部工程を第三者が実施していても、全行程を被告自身が行っているのと同視することができるとして侵害を肯定した事件

【東京地裁 平成12年(ワ)第20503号】

この事件では、原告は、時計文字盤用電着画像を製造し、これを被着物の表面に貼り付けるという一連の工程について特許権を有していた。これに対し、被告は、時計文字盤用電着画像を製造するのみで、文字盤製造業者が、被告が製造した電着画像を購入して被着物の表面に貼り付けていた。

裁判所は、「被告製品には、他の用途は考えられず、これを購入した文字盤製造業者において上記の方法により使用されることが、被告製品の製造時点から、当然のこととして予定されているといえることができる。したがって、被告製品の製造過程においては、構成要件に該当する工程が存在せず、被告製品の時計文字盤等への貼付という構成要件に該当する工程については、被告が自らこれを実施していないが、被告は、この工程を、被告製品の購入者である文字盤製造業者を道具として実施しているものといえることができる。したがって、被告製品の時計文字盤等への貼付を含めた、本件各特許発明の全構成要件に該当する全工程が被告自身により実施されている場合と同視して、本件特許権の侵害と評価すべきものである。」と判示した。

なお、原告は被告製品の輸出の差止めも求めていたが、この点について裁判所は、「もっとも、被告製品が輸出された場合には、日本国外において被告製品を購入した文字盤製造業者がこれを時計文字盤等に貼付することとなる。この場合には、被告自身は国内に所在しているとしても、構成要件に該当する工程は国外に所在する購入者により国外で実施されるものである。このような場合には、本件各特許発明の全構成要件に該当する全工程についてみると、その一部を日本国内において、残余を日本国外において実施することとなり、国内においては方法の特許の技術的範囲に属する行為を完結していないことになるから、方法の特許を国内において実施していると評価することはできない。そうすると、我が国の特許権の効力が我が国の領域内においてのみ認められること(特許権の属地主義の原則)に照らすと、被告製品が輸出される場合には、被告製品の製造行為を本件特許権の侵害ということとはできない(なお、特許法2条3項1号に規定する物の発明の実施には、その物を輸出する行為は含まれていない。)」と述べている。

上記の通りこの事件では、国内で完結する実施行為については侵害を構成するため差止め等が認められたが、被告製品の輸出の差止めは、国内で実施行為が完結しなため認められなかった。もし、出願段階で単に方法の発明のみならず、電着画像シート自体についてもクレームして特許されていれば、特に問題は生じなかったかもしれない。出願段階においては、ビジネス形態を考慮して発明をあらゆる角度から捉え、多面的な保護を図る必要がある。

(詳細についての問い合わせ：弁理士・黒木義樹)



【 ことわざ 】

the PROVERB

明日出来ることは今日やらない

ホリー

ことわざというほどのものではないのですが、この言葉について書くことにします。この言葉は、前職の上司の名言であり、今では私にとって座右の銘となっています。

この言葉は、直接的な意味（明日になってしまってもいいや）で、単なる怠け者の言い訳に使われることが多いですが、間接的な意味も持っています。

当時、電気機器メーカーに入りたてだった私は、完璧な設計を目指し、食事の時間や終電の時間を忘れる程、設計や実験に夢中でした（ちょっと言い過ぎかも・・・）。その日も、私が実験室で設計通りに動作しない試作品と格闘していると、帰り支度を済ませた上司が、私の様子を見に来て、「明日出来ることは今日やるな。続きは明日にきなさい」とおっしゃったのです。まだ若かった私には、「時間は無いのだが、無理せず、妥協しても構わんぞ」と、すなわち直接的な意味に聞こえました。まだ完璧な設計を目指していた私は、この言葉を受け入れることができませんでした。

それから経験を積み、いくつもの設計を並行して出来るようになって、ようやくこの言葉の間接的な意味を理解できるようになりました。

その間接的な意味とは、「計画性を持って最小限の仕事をする能力を備える」です。人の時間は限られています。重要度が低い仕事に対しては手を抜き、重要度が高い仕事を計画的に進めることができれば、今、無理をせずとも、将来に不安を感じることはないといったところでしょうか。

また、上司はこんなことも言っていました。「人の集中力なんて1～2時間が限度。集中して8時間も働けばクタクタになり、残業なんて出来ないはず」。確かに、一服や居眠り（m(_ _)m）もせず8時間も集中したことなんてないですね。労働基準法や学校の時間割はうまく出来ているものです。一日8時間で計画的に・・・私はまだ修行が足りないようです。

塞翁が馬

工藤 莞司

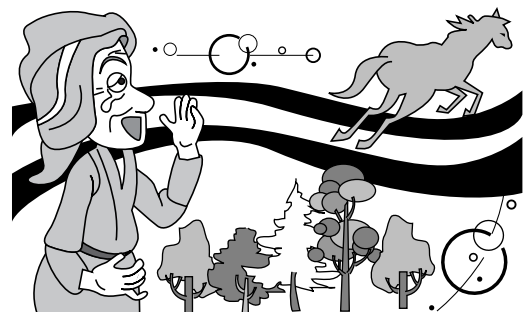
締め切り間際にテーマを知り、今回はパスしようと思ったが、約40年前のことを思い出した。高卒後間もない頃に、故事ことわざ事典の類を購入したことがあった。当時は購入したことを忘れていたのだが、初めて家内の実家を訪ねた時、本棚にその事典を発見した。彼女は私から貰い、実家の父に見せてそのまま保管してあるのだといった。

当時、若い友人と‘人間万事塞翁が馬’について、議論したことがあり、私は何故か‘さいりょうが馬’と覚えていて、友人に誤りを指摘されてしまった。漢文が苦手でそのことがばれてしまった。そんなことやその頃に出会った漢詩を詠ずる先輩に刺激されて、件の事典を求めたのだったかもしれない。

彼女の実家は歴代村の名主を務めたという旧家で、家自体も江戸中後期頃建築の大きな百姓家であった。土間は広く馬屋もあったという。しかしご多分に漏れず、他人の土地を通らず隣村へ行けたというが、戦後の農地改革等で田畑を手放して、父一人細々と農業を続けていた。そんな農家の薄暗い座敷に似合わない新しい本があった。

馬には乗って見る、人には添って見るということで、その後に結婚した。山内一豊の妻的などころもあり、これまでは順調に来ていたのだが、数年前家内は難病に取り付かれ、長い闘病生活を送った上、西方へ旅立ってしまった。無事これ名馬の筈で、それで十分であったのだが・・・。

正に、人間万事塞翁が馬ということであろうか。

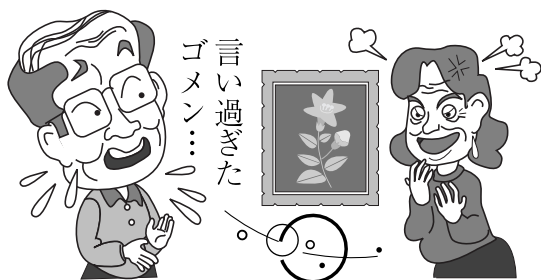


【 ことわざ 】

the PROVERB

枯れ木も山の賑わい

うさぎ山



小学生の頃に初めて曾祖母からもらった本というのが、『まんが ことわざ辞典』で、1ページごとに一つのことわざを題材に、簡単な漫画と解説が載せられているという為になる本でした。その頃、田舎の曾祖母とはジェネレーションギャップが有り過ぎて、共通の会話が見つげにくかった私でしたが、この本のおかげで『ことわざ』をテーマに結構話せるようになったものです。

先人の知恵がつまった『ことわざ』の奥深さにはまった私は、チャンスがあれば是非使ってみたくて常々思っていました。使用方法が良くわかりませんでした。

その本で特に印象に残っているのが「枯れ木も山の賑わい(にぎ)わい(つまらない物でも、ないよりましだ、ということ。枯れ木でも山の景色に風情を添える、ということから)」のページで、漫画では、おばあさんが自分が描いた絵を居間に飾っているのを見て、おじいさんが『すごくいいね、枯れ木も山の賑わいだね』と言って激怒されるというものでしたが、気に入っていて、友達に対してよく使っていたものです。よく考えると、かなり恥ずかしい思い出です。

それにしても、ことわざは素晴らしい日本の文化なので、今でも、多少不自然でも積極的に日常会話に取り入れて行きたいと思っています。今のところ、結婚式のスピーチでもしない限りそんな機会はあまりなさそうなのですが。

和顔施

中路潤子

ことわざではないのですが、私はお寺にいたので、仏教中の言葉をひとつあげたいと思います。

和顔施、という言葉があります。

これはことわざのようなひねりなどはなく、読んで字のごとく、和顔=笑顔の施し、という意味です。

仏教では施すことはとても良いことです。ひとに施すことによって、自分の徳を積むのです。

お金ばかりが施しではありません。お坊さんが民衆に仏教について教えてあげるのも、施しです。法施といって、仏法を皆に分け与えてあげるのです。自分があげられるものをあげればよいのです。

和願とは笑顔のことです。それは誰もが持っていて、心がけひとつでなんと多くの人に与えられるものでしょう。悲しいとき他人にかけてもらった明るい笑顔や、不安なときに聞く優しい言葉は、何ものにもかえがたいと思いませんか。そういえばこれは、ことわざの「笑う門には福来る」に通じる部分もありますね。

私は人の心に施すもので、それに勝るものはないと思います。

仏教では六道という6つの世界があって、仏教徒は輪廻といって、生まれ変わります。そのときにどこに行くかは今の頑張り次第なので、次に生まれ変わりたいものが決まっている人や、小鬼のようなものは避けたい人は、今からたくさん施しをし、少しでも查定の良くなるように徳を積んでいきましょう。

笑顔は誰でも持っています。もらえば誰でもうれしい。ぜひ心がけてみてください。





【 ことわざ 】

the PROVERB

塞翁が馬

風見鶏

「塞翁が馬」という言葉がある。人生の禍福は転々として予測できないことのたとえだ。落馬して足を折ったおかげで兵役を免れて命が助かったという故事に由来があるとされている。

学生の頃にバイトをしていた小さな学習塾で、数学嫌いの生徒から「なぜ、数学を勉強しなくてはいけないのか？」と質問されたことがあった。将来使わないう二次方程式の解の公式や因数分解を勉強することが人生の不運と感じていたらしい。その生徒は「将来役立つことなら、やる気も出るが」とも言っていた。私は、そんな質問に対して「将来は予測できないから、今は嫌なことでも意外な形で役に立つこともある。だから、やっておいた方がいい」と答えた憶えがある。私の意識には「塞翁が馬」という言葉があったのだと思う。ただ、当時の私には、まだそれを裏付けるような実体験を話すことができなかった。

それから何年も過ぎた今になって考えてみると、「塞翁が馬」の実体験として1つ思い当たることがある。私の就職活動と今の仕事だ。

学生最後の年の春、第1志望の会社に不採用となったこともあって、特許業界に就職が決まった。その頃、特許業界は、新卒の就職先としてまだマイナーな存在だった。そんな業界に目を向けるきっかけになったのは、大学のサークル活動で偶然に調べるようになったある法律（特許法ではない）だった。その時までの私は、法律を毛嫌いしていたこともあって、調べたことが将来役に立つことはないだろうと思っていた。しかし、その経験が抵抗感を弱めるどころか、法律に興味を持つきっかけになった。実際に仕事をしてみて、第1志望だった会社に就職するよりも良かったのでは、とさえ思っている。

今だったら、その生徒にこの経験を話すだろう。あいにく、社会人になってから未だに、二次方程式の解の公式や因数分解は使っていないが...

いろはがるた

下町小町

「犬も歩けば棒にあたる」「論より証拠」「花より団子」。「いろはがるた」は、実に良くできた「ことわざ集」です。

これからの時代、ますます「英語」の需要が大きくなるでしょうが、日本人として生まれたからには、「日本語」を見直す機会も持ってもらいたいな...と思います。ところで、この「いろはにほへと...」全部言えますか？（言えたからどうってこともないけど...）イロハニぐらいはみんな知っているでしょうが、最後までって、案外、言えないものらしいです。実は、私は、神輿を担ぐときに、「どんぶり」の下に着る肌着に、「いろは四十七文字」のすべての文字が書かれたものを着ている程度の「いろは愛好家」です。

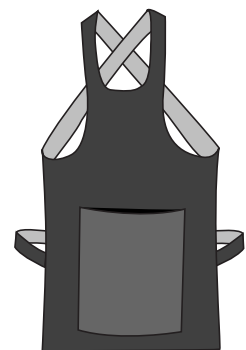
いろはにほへと ちりぬるを
わかよたれそ つねならむ
うゑのおくやま けふこえて
あさきゆめみし 糸ひもせす
(ん)

いろはにほへと
ちりぬるおわか
よたれそつねな
らむうゑのおく
やまけふこえて
あさきゆめみし
糸ひもせす(ん)

一般的に覚え易いのは、左で、「色は匂へど散りぬるを我が世誰そ常ならむ...」と、「詩(た)」になっています。右は、文字ずつ区切ったものです。

「いろは四十七文字」には「文章に隠された秘密がある」と言われています。

右をよく見てください。7文字ずつに分けた語尾がポイントです。これは、実は、冤罪で命を落とした人の時世の句ではなかったか。咎(とが)が無くて死す」。本当だとすると、ちょっとしたミステリーですね。



どんぶり

【 ことわざ 】

the PROVERB

鍋をつつきながら

ヴニ

寒いこの季節、体が温まるお鍋いいですね。一口にお鍋といっても、ちゃんこ鍋、チゲ鍋、水炊き、しゃぶしゃぶ、などいろいろあります。また、お鍋に入れる具材も、主具たる魚介類や肉、脇をかためる豆腐、白菜、春菊、長ネギ、キノコなどバラエティー豊かです。

私は2年前まで、エビ・カニのお鍋を毎冬楽しみにしていました。ところが去年、それは突然の事でした。大好物のエビチリを食べたら、口のまわりがかゆくなり、同様な症状がカニを食べても発生。甲殻類アレルギーでしょうか。そんなわけで、昨冬は年末恒例である友人こぞつてのエビ・カニ鍋大会でも、別のお鍋で「一人すき焼き」。寂しい。

そこで今年、エビ・カニに替わるお鍋の具材として、各種試したところ、牡蠣が非常においしいことを発見しました。これまでも牡蠣をお鍋で食べたことはあったのですが、これほどおいしいとは。年齢と共に味覚も変化するのですね。

「R のつく月は大丈夫」という「ことわざ」がフランスにあるそうです。何が大丈夫なのかというと生ガキ。生ガキを安心して食べられる月だそうです。例えば、10月は「OCTOBRE」で「R」が入っているから安心。5月は「MAI」だから時期はずれ。実際には9月にも「R」がついていますが、産卵期にあたる5月から9月の牡蠣は避けた方が無難だそうです。

フランスには「ピエド・シュヴァル(馬の蹄)」と呼ばれる、貝の大きさが直径15cm、厚さ6cmにもなり、身の重さが200gを超える巨大な牡蠣があるとか。

エビ・カニが食べられなくなってしまったことは悲しいけど、新たに牡蠣のおいしさに気付き、牡蠣について調べてみると、いろいろと夢も広がります。

いつしかフランスに行った際には、「馬の蹄」も含め、いろいろな牡蠣を食べてみたいものです。もちろん「R」のついた月に。

目糞鼻糞と笑う

新人

中学の試験で必死に覚えた四字熟語ならまだしも、ことわざにめっきり弱い。「ことわざ」のテーマではたして文章を綴れるのだろうか・・・と悩んでいた所、同じ部署の知的な先輩方が妙案をだしてくださった。

「目糞鼻糞とかなんとかっていうのでいいじゃない」。

しかし、意味が分からない・・・。

目糞鼻糞を笑え???

『目糞も鼻糞なんか、細かい事なんか気にするな、気にする奴なんか笑わせておけ』ということだろうか。分からない・・・と更に諺の深みにはまっていた所。

「英語の諺でもあったんです。同じ意味で、確か cattle blackがどうのとか」、と別の先輩。さすが、外国事務の先輩である。意味がどうのという次元を超えて、更に外国と接近している。願わくは、諸先輩方のように知的になりたいものである。

Opportunity seldom knocks twiceとは、よく言ったもので、このような環境に身を置くことが出来たことに感謝して、日々成長してゆきたいと思うちょっとした瞬間だ。

とりあえず、千里の道も一歩から、石の上にも三年である。

< 後日談 >

辞書でちゃんと調べた所、正しくは、『The pot calls the kettle black.』で、『鍋が釜を黒いという、つまり自分の事は棚に上げて人を非難する』という意味でした。